

第2期夕日ヶ丘分譲地のご案内

全10区画

令和4年4月 分譲開始予定



1 申込み資格

申込みができる方は、次の全ての項目に該当する方です。

- ①自らが居住する住宅を建築するために宅地を必要としている方
- ②申込日において、20歳以上の方
- ③売買代金の支払いが可能である方
- ④引渡しの日から3年以内に住宅の建築を完了し、居住できる方
- ⑤市税及び市の使用料等の滞納がない方
- ⑥暴力団関係等の構成員でない方
- ⑦夕日ヶ丘分譲地の分譲に関する要綱を遵守できる方
- ⑧まちづくり協定を遵守できる方
- ⑨買戻し特約(10年間)を承諾できる方
- ⑩住宅メーカー等法人は先着3区画限定。条件有(後述)。

2 申込み方法等

(1) 募集期間

第一次募集(住宅メーカー等法人は申込みできません)

令和4年1月11日(火)～令和4年3月7日(月)まで

※ 受付時間:8:30～17:15 (土日祝日は除く)

抽選日

令和4年3月14日(月) 羽咋市役所

第二次募集

令和4年3月15日(火) 9:00～(申込先着順)

※電話による受付後に申請書を提出いただくようお願いします。

(2) 申込場所

羽咋市役所2階 地域整備課 (電話 0767-22-1119)

(3) 申込書類

- ① 申込書
- ② 住民票の写し(申込者及び居住予定者全員※発行から1ヶ月以内のもの)・・・各1通
法人の場合は登記簿謄本の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通
- ③ 市税等の納付が確認できるもの(申込者及び居住予定者全員)・・・・・・・・各1通

(4) 申込み方法

上記申込場所に、申込書等を**持参または郵送(必着)**ください。

(5) 区画平面図及び価格等(面積は設計面積です。)



番号	面積 ㎡	価格 円
25	235	4,230,000
26	〃	〃
27	〃	〃
28	187	3,366,000
29	〃	〃
30	〃	〃
31	〃	〃
32	237	4,266,000
33	〃	〃
34	〃	〃

価格は設計面積×単価 18,000 円/㎡で表示 所在地：羽咋市島出町上 1-11 他

3 申込み留意事項

- ①一般の申込みは1世帯1区画に限ります。法人の申込みは第二次募集から1法人2区画までとし、先着3区画とする。
- ②本案内を十分に熟読のうえお申込みください。
- ③申込み資格等を審査し、土地購入予定者を決定します。

4 契約予定者の決定方法

第一次募集については、令和4年3月8日(火)に土地購入予定者を決定し、分譲決定通知書にてお知らせいたします。

ただし、同区画に複数の申込がある場合は、令和4年3月14日(月) 羽咋市役所3階 302会議室にて抽選を実施します。

- ①抽選となった場合に会場に来られない方は、委任状を提出してください。
- ②抽選後の第二次募集の申込みは、令和4年3月15日(火) 9時00分から先着順に審査し、土地購入予定者を決定します。

5 分譲における重要な条件

- ①契約予定者には確定測量後に行う「表示・所有権保存登記」の完了後、契約の通知を行い、契約を締結します。
- ②所有権移転登記後、10年間は当該宅地又は宅地の上に建てた住宅を第三者に譲渡、若しくは賃貸借又はその他の権利を移転することはできません。
- ③分譲に関する要綱及びまちづくり協定「環境にやさしい住まいと暮らしの協定」を締結し、遵守していただきます。
- ④店舗併用住宅も建築可能となりますので、了承の上、お申し込みください。

6 契約の締結及び収入印紙代

分譲決定通知を受けてから指定する期日までに契約を行っていただきます。指定する期日までに契約を締結しないときは、土地購入予定者の資格は取り消されます。契約に係る諸経費（収入印紙等）は、土地購入者のご負担となります。

7 売買代金の支払い方法

①売買代金

契約締結日から**30日以内**に、売買代金を納入していただきます。

②納入方法

売買代金は市が発行する納入通知書にて、指定金融機関窓口で納入していただきます。

8 所有権移転登記及び登記手数料

売買代金の全額納入を確認後、市が当該宅地の所有権移転登記及び買戻特約登記手続きを行います。手続きに係る諸経費（登記手数料）は、土地購入者のご負担となります。

契約手続きの通知の時に費用等をお知らせいたします。

9 契約に関する留意事項

①分譲の取消及び契約の解除

土地購入者の申告された内容に虚偽があったとき、又は、契約及び分譲の条件等に違反があったとき、羽咋市は分譲の決定を取消し、契約解除を行うことができます。

②買い戻し

土地購入者が契約等に違反したとき、羽咋市は土地購入者が支払った売買代金を返還し、その土地を買い戻すことができます。

③違約金

買い戻しとなった場合は、売買代金の10パーセントを違約金として請求します。また土地購入者が自らの都合により、契約解除を申し出た場合も同じです。

違約金については、返還されるべき売買代金から充当することができます。

10 その他注意事項等

①隣接地付近に塀等の構造物を設置する場合は、隣接所有者と話し合っトラブルのないようにしてください。

②建築する際は、地盤調査を実施するなどし、適切な基礎工事を実施してください。

③自治会活動（島出町会）に協力してください。

申込みから登記までの流れ

宅地申込書等の提出

第一次募集:令和4年1月11日(火)~
令和4年3月7日(月)まで
申込み場所:羽咋市役所地域整備課2階

抽選会の開催(申込み多数の場合)

令和4年3月14日(月)13:30~
抽選会場:羽咋市役所302会議室
※第二次募集以降は先着順にて販売。

分譲決定通知の送付

※指定の期日までにご契約ください。

区画地番の表示保存登記完了

※本契約の通知を送付します。

土地売買契約の締結

売買代金の支払い

※契約日より、**30日以内**にお支払いください。

分譲地引渡(売買代金の完納後)

所有権移転登記

納付確認後、市が法務局で所有権移転の手続きを行います。

登記済証の交付

【住宅建築助成制度】

快適で良好な住環境を維持するために、建築物に関する基準や、住み良い住環境づくりについて、「まちづくり協定」を定めます。

協定を締結していただいた方には、住宅建築の際に助成金が支給されます。

●転入者・・・最大300万円

- ①まちづくり協定奨励金 250万円
- ②住まいづくり奨励金 最大50万円

●市内在住者・最大270万円

- ①まちづくり協定奨励金 250万円
- ②住まいづくり奨励金 最大20万円

上下水道加入済み(負担金不要)

【まちづくり協定の概要】

「環境にやさしい住まいと暮らしの協定」

- ・建築物の色彩など景観に配慮する
- ・省エネ・創エネの住まいづくりに努める
- ・緑豊かな環境づくりに努める
- ・騒音、悪臭、排水等で周辺に迷惑をかけるない

など住民の皆様が、安心して快適に暮らしていただくまちづくりのための協定です。

※助成金についての詳細は別紙、住宅助成制度の案内をご覧ください。

お問い合わせ

羽咋市役所地域整備課 施設管理係

TEL:0767-22-1119

Mail: kensetsu@city.hakui.lg.jp

【分譲地の概要】

■所在地:羽咋市島出町上1-11他 ■交通:JR羽咋駅より1.2km ■市道 幅員6.0m ■電気 北陸電力(株)
■用途地域:第1種中高層住居専用地域 ■建ぺい率:60% ■容積率:200%
■上下水道:羽咋市上下水道(負担金不要) ■周辺環境:千里浜保育所0.6km 羽咋小学校0.8km 羽咋中学校1.1km 羽咋病院0.9km